平成24年4月1日施行

# 佐賀市暴力団排除条例

暴力団に対する『4ない運動』を
社会一丸となって推進します。

暴力団を **恐れ** ない！

暴力団に対し 資金を **提供** しない！

暴力団を **利用** しない！

暴力団 事務所を **開設** させない！

## 勇気をもってみんなで暴力団の排除を!!

佐　賀　市

# 佐賀市暴力団排除条例の概要

## ◎市の取り組み

### 市の責務

暴力団の排除のために、県・警察など関係機関・団体及び市民等と連携、協力して、施策を推進します。

### 市の事務・事業からの暴力団の排除

暴力団を、公共工事などの入札に参加させないなど、市の事務・事業から排除します。

### 公の施設の暴力団の利用制限

暴力団の活動に対して市が設置した施設の利用の許可をしません。また、利用の許可を取り消すことができます。

### 市民等に対する支援等①

暴力団の排除のための活動に、自主的かつ相互の連携が図れるよう、情報提供等の支援を行います。

### 市民等に対する支援等②

暴力団の排除に関する広報・啓発活動を行います。また、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう警察と緊密に連携を図ります。

### 生徒に対する措置

市立中学校において、生徒が暴力団に加入しないよう、また暴力団員等による被害を受けないよう、警察等と連携し、教育を行います。

## ◎市民及び事業者の取り組み

### 市民等の責務

市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するとともに、市及び警察その他の関係機関に対し、暴力団排除に資する情報を提供するよう努めます。

### 暴力団の威力を利用することの禁止

紛争解決等のために、暴力団員等を利用する、暴力団との関係を示すなど、暴力団の威力を利用してはいけません。

### 利益供与の禁止

暴力団の威力を利用する、又は活動・運営に協力する目的で、暴力団員等に利益の供与をしてはいけません。

**佐賀市暴力団排除条例は、佐賀県暴力団排除条例と補完しあう形で適用されます。**
**県条例では、義務違反者の公表のほか、罰則等も定められています。**

## 暴力団に関する相談窓口

◆公益財団法人　佐賀県暴力追放運動推進センター
TEL 0952-23-9110(直通)
◆佐賀警察署(刑事第二課)　TEL 0952-30-1911(代表)
◆諸富警察署(生活安全刑事課)　TEL 0952-47-3311(代表)
◆佐賀県警察本部(組織犯罪対策課)
TEL 0952-24-1111(代表)

## 佐賀市暴力団排除条例に関する問い合わせ

◆佐賀市役所　生活安全課 交通安全防犯係
佐賀市駅前中央一丁目8番32号 アイスクエアビル１Ｆ
TEL 0952-40-7012(直通)
FAX 0952-40-2050
E-mail;seikatsuanzen@city.saga.lg.jp

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。